

構造改革特区関係資料

平成14年10月

構造改革特区推進のための基本方針

平成14年9月20日
構造改革特区推進本部決定

昨年6月に構造改革の基本戦略である「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成13年6月26日閣議決定)」を策定し、これを起点として広範な構造改革を進めてきたところであるが、この流れをさらに進展させるべく、地域の自発性によって進展の遅い分野の規制改革を進めるために「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(平成14年6月25日閣議決定)」において構造改革特区の導入が決定されたところである。

すでにこれまで426件の地方公共団体や民間事業者等から構造改革特区の具体的な提案がなされており、これらを踏まえて今後早急に制度の具体化を図っていく必要がある。そこで、政府は、制度の具体化に当たって踏まえるべき制度の目的、取組みの方針等について、本基本方針を定める。

1. 構造改革特区の目的

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。現下の我が国の厳しい経済情勢を踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要であるが、全国的な規制改革の実施は、さまざまな事情により進展が遅い分野があるのが現状である。こうしたことを踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めるために、構造改革特区を導入する。

構造改革特区の導入により、特定の地域における構造改革の成功事例を示すこととなり、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及して、我が国全体の経済の活性化が実現するとともに、地域の特性が顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域経済の活性化にもつながる。

2. 構造改革特区推進のための取組みの方針

(1) 地方公共団体や民間の「知恵と工夫の競争による活性化」

国があらかじめモデルを示して全国の均衡ある発展を目指す制度から、地方公共団体や民間事業者等がそれぞれの地域の実態に合わせて規制改革を通じた構造改革を立案し、自立した地方がお互いに競争していく中で経済社会の活力を引き出していけるような制度へと、発想の転換を図る。そのために、「規制は全国一律でなければならない」という考え方から、地域の特性に応じた規制を認めるという考え方に転換を図る。

(2) 「自助と自立の精神」の尊重

構造改革特区の目的は、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により地域の特性に応じた規制の特例を導入することであるため、地域がそのような潜在力を自由に発揮できる仕組みとするためには、「自助と自立の精神」が必要である。このような観点から、個別の規制に特例措置を設けることによって、構造改革特区内外において発生する可能性がある弊害を防止するための措置が必要となる場合には、特例措置の内容に応じ、地方公共団体が主体的に対応することを原則とする。

また、地域の「自助と自立の精神」を生かすため、構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない。

(3) 可能な限り幅広い規制を対象

(1)、(2)のような理念を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案を可能とするよう、可能な限り幅広い規制を対象とする。

また、特区において地域の特性を踏まえて特例措置を設けることが可能な規制については、あらかじめ幅広クリストとして明示しておき、地方公共団体が構造改革特区の立案をするに当たっては、それらの中から選択できるようにする。さらに、このリストについては、地方公共団体等からの提案に基づき規制の特例措置を新たに追加できるようにする。

(4) 内閣における手続き、決定プロセスの一元化

経済の活性化のために地域において講じられる施策は、さまざまな分野にわたる政策を

総合したものであり、また、現在地方公共団体や民間事業者等から出されている提案をみると、一の構造改革特区において複数の省庁のさまざまな規制の特例措置を組み合わせで実現するものが多いこと等から、申請の受付やどの地域を構造改革特区にするのかについての判断は内閣において一元的に行うものとする。

(5) 特例措置の評価の実施

構造改革特区において講じられた規制の特例措置については一定の期間後に評価を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

3. 今後のスケジュール

(1) 地方公共団体や民間事業者等から受付けた提案を整理し、構造改革特区における対応について、内閣官房を中心として内閣一体となって検討を行い、その検討の結果を、10月上旬を目途に開催される第3回構造改革特区推進本部において、「構造改革特区推進のためのプログラム」として決定を行う。同プログラムにおいては、地方公共団体や民間事業者等からの提案における規制の特例措置に関する要望に対する政府としての対応を決定するものとし、法律、政省令、通達等幅広い規制を対象とする。

(2) 「構造改革特区推進のためのプログラム」の決定を受けて、2. の方針を実現するために必要な規制の特例措置をとりまとめた法案の立法作業を行う。

地方公共団体等からの構造改革特区の提案について

平成14年9月6日
構造改革特区推進室

8月30日を締め切り期限として、構造改革特区についての具体的な制度設計の検討に資するため、地方公共団体、民間事業者等から構造改革特区の提案を受付けた。9月5日現在で、249の地方公共団体、民間企業等(うち地方公共団体等公的主体から231件、民間企業・大学等から18件)から426件の提案があった。

提案の中で多い分野は、国際物流関連、研究開発関連、環境・新エネルギー関連、産業再生関連、農業関連、医療関連、生活・サービス関連、教育関連、国際交流・観光関連などであり、多様な特区の提案が寄せられた。その中で、提案の多い代表的なものの例は下記のとおり。(代表的なものを当室でとりまとめたものであり、特定の地域の提案をとりあげたものではない。また一つの特区で下記の複数の分野を組み合わせたものも多いため、提案数の合計は上記の提案数と一致しない。)

1. 国際物流関連 提案数29

[例]大規模港湾を有する地域において、国際競争力のあるコストとサービスを実現するために、通関・検疫業務の24時間化、民間企業による総合保税地域の運営等を行う特区

2. 研究開発関連 提案数69

[例]大学や研究機関を核として、それらの知的資産をIT、バイオ等の新規産業に結びつけるために、外国人研究者の招聘や産学連携を進めるための制度整備を図る特区

3. 環境・新エネルギー関連 提案数43

[例]大規模港湾の後背地等において、リサイクル資源を広域的に集積し、産業としてのリサイクルを促進するために、廃棄物関係の規制を合理化する特区

[例]広大な土地を有する地域において、世界に先駆けて燃料電池の実用化を図るために、全国一律の保安規制とは異なる規制を導入することによって、燃料電池の実用化に向けた研究、実証実験等を図る特

区

4. 産業再生関連 提案数40

[例]コンビナート地域等において、既存の工場設備の更新・高度化の促進、雇用の流動化の促進、安価な電力の供給等によって産業を再生させるために、最新の防災技術や国際基準を踏まえた保安規制の導入、民間が主体となった職業紹介・派遣事業等の導入、電力供給の自由化等を可能とする特区

5. 農業関連 提案数94

[例]農村地域等において、生産・加工・販売一体となったアグリビジネスの参入を促進するために、地方公共団体やNPOが土地を保有し耕作希望者に貸与したり、株式会社が農業経営を行うなど、多様な経営形態による農業を認める特区

[例]都市近郊地域等において、都市住民が小規模農地を保有して農業を行うことを認める特区

[例]中山間部等において、都市と農村の交流(グリーンツーリズム)を図るために、農家が民宿(ファームイン)や農産物加工・販売施設等を経営することを促進する特区

6. 医療関連 提案数25

[例]医療研究機関が集積している地域等において、世界最先端の医療を提供し、あわせて先端医療の研究開発を推進するために、外国人医師による治療を可能とし、混合診療を認める特区

7. 生活・サービス関連 提案数46

[例]大都市近郊地域等において、行政コストを削減し、住民サービスを向上させるために、教育施設、公民館、図書館、下水道、福祉施設、違法駐車取締り等などについて、地方公共団体の施設の民間委託や行政サービスの民営化を進める特区

[例]ベッドタウン地域等において、働きながら子供を育てやすくする環境を整備するために、幼稚園、保育所を一体のものとして民間が主体となって事業を行うことを可能とする特区

8. 教育関連 提案数44

[例]地域の特性とニーズに応じた多様な教育を提供するために、公設民営や民間資本・NPOなど多様な主体により、小中高一貫教育や外国人・社会人等の教員への採用、全て英語で行う授業や学年の枠を取払う等多様な教育カリキュラムを認める特区

9. 観光・国際交流関連 提案数57

[例]国際空港の周辺等において、外国人がビジネスをしやすい環境を整備して外国からの投資を促進するために、外国人研究者等の在留期

間の延長等の特例を設けたり、外国人の弁護士・医師等が外国人向けサービスを行えるようにすることを可能とする特区

本件についてのお問合せ：
内閣官房構造改革特区推進室 福島、春名(03-5521-6610)

5. 農業関連

N O	所在 都道府県	提案団体 名称	特区構想 名称	特区想定地域	概要
				具体的地域	
1	北海道	北海道	農村再生特区	北海道全域	全国の25%の耕地面積が集中し、全国の11%の農業生産額を誇る食料供給基地である北海道の特性を活かしつつ、休耕作地の増加、担い手の減少等の課題に対応するため、グリーントリズムの動きなどとあいまって、市町村等が離農農家等から権利取得した農地を地場企業に貸付可能とすること、市民農園の開設主体に農業生産法人を追加すること等の規制の特例により、新たな雇用創出、農村の活性化等の効果の発現を図る。
2	北海道	北海道	森林クラスター特区	北海道内において森林を核とした産業クラスターの創出等に取り組む地域	道内全市町村の51%が振興山村に指定されており、また、製造品出荷額の13%(全国平均4.6%)を木材関連産業が占めている北海道の特性を活かしつつ、国有林野の市町村への長期管理委託を可能とすること、建築物の耐火性能検証法に木材の燃え止まりの考え方を取り入れること等の規制の特例により、森林の整備、公共建築への木材利用、バイオマスエネルギーの利用促進等、地域の活性化を図る。
3	北海道	深川市	農村生活推進特区	音江地区、納内地区、一巳地区、多度志地区	高齢化、後継者の不足等から農業者人口の減少が進んでいる中山間地域において、都市住民の小規模農地、宅地等の取得のため、市町村長の裁量による農地取得に係る農地法の規制の特例を導入し、地域コミュニティ活動の維持向上等による地域の再生・活性化を図る。
4	北海道	深川市	アグリビジネス推進地区	深川市	稲作を基本とした土地利用型農業を活かしつつ、耕作者自らがファームイン、農産物加工等を行えるよう、農地法における転用許可不要施設の範囲の拡大等により、生産と一体となった都市住民との交流を促進し、観光産業や雇用の場の創出を図る。
5	北海道	恵庭市	都市農村交流特区	恵庭市	札幌市と千歳市との中間にある恵庭市の立地条件を活かしつつ、遊休農地の増加等の課題に対応するため、農業生産法人の活動範囲の宿泊等への拡大、農業用施設の対象範囲の拡大等に関する規制の特例を導入し、都市近郊農業の確立を図り、地域経済の活性化等を促す
6	北海道	北広島市	都市近郊アグリ振興特区	北広島市	札幌市近郊の農業生産地として、都市住民との交流を意識した「ファームイン」、「ファームレストラン」などのアグリビジネスの振興や小規模農業の推進を図るため、開発行為許可基準への都市農村交流施設の追加、農地取得の下限面積要件の緩和など規制の特例を導入し、農村が活性化すると共に、雇用の場が創出される。
7	北海道	岩見沢市	多種農業法人等創生特区	岩見沢市	当市の農業・農村の活性化を図るため、農業生産法人における農業従事者の構成割合等の要件の緩和など、農業に関する規制の特例により、新たな農企業の創出、新規就農者の創出、アグリビジネスの推進、新しい農業技術開発など、多種多様な施策を展開する。
8	北海道	伊達市	農業・水産業振興特区	市街化調整区域	伊達市の基幹産業である農水産業について、加工、販売、観光等との連携により経営を多角化するため、加工、販売、宿泊等の施設の市街化調整区域や農業振興地域における設置を可能とする特例を導入する。
9	北海道	伊達市	優良田園住宅特区	伊達市全域	伊達市は気候温暖で豊かな自然環境に恵まれており、老後の生活を念頭にいた移住が増えていることから、集合住宅型の優良田園住宅の建設が可能となる特例を導入する。

10	北海道	穂別町	ほべつフォレスト・マネジメント特区	町内国有林	森林面積が大部分を占め、過疎化が進んでいる穂別町において、国有林、道有林、民有林の一体的管理を行うことを足がかりに、森林に根ざした新たな雇用創出、地域間交流、人材育成を図るため、国有林の管理の特例により町への管理委託を行う。
11	北海道	乙部町	乙部町農業活性化特区	乙部町	優良農地が集積する地域の特性を活かしつつ、遊休農地の増加等の問題に対応するため、新規就農者の育成事業等とあいまって、農地法における農業生産法人の要件の撤廃等の特例を導入し、地域農業の活性化と雇用機会の創出を図る。
12	北海道	南幌町	農的暮らし推進特区	南幌町	近年の離農跡地の増加に対し、都市住民に自家菜園付きの離農跡地の購入希望者が多いことから、一般市民が容易に小規模な農地取得を可能とする規制の特例を導入し、趣味的・自給的な小規模農業を促進し、農地の荒廃を防ぎつつ地域農業の活性化を図る。
13	北海道	陸別町	森林クラスター特区	陸別町	当地域では国有林比率が高く面積も大きい中で、市町村が国有林で事業を実施する場合、分収造林契約を結んで行うこととなるが、木材価格低迷等により実態に即していない制度となっているため、国有林の市町村への長期管理委託できる制度を創設し、周辺民有林等との一体的、効率的な施策による森林機能の増進を図る。
14	北海道	陸別町	農業生産特区(仮称)	十勝支庁管内	当町の農業は酪農専業であるが、昭和50年代初期に建設された牛舎等の生産施設の改築や、家畜排泄物法に基づく堆肥舎の建設などが求められる中で、建築基準法適用による建設コストの増大が大きな課題であり、同法の適用を除外する規制の特例を導入し、地域木材の有効活用も含め整備に伴う負担軽減による施設改善促進等を図る。
15	北海道	美瑛町	地域振興(農観学園)推進対策特区	美瑛町	当町の魅力を最大限活かしながら、体験型観光ニーズに対応して、都市住民との交流を促進するよう、農地法等の規制の特例により、優良田園住宅や農家民宿、農業用施設の多目的利用などを推進する他、企業の農業への参入、幹線道路沿いの企業誘致など、農業と観光産業の連携を図る。
16	北海道	鹿追町	農村滞在特区	鹿追町	農家の空室を活用した民宿の開業を容易化するため、旅館業、食品衛生、消防等に関する手続きを簡素化する規制の特例を導入し、都市・農村の交流を促進する。
17	北海道	大野町	農業特区	大野町の市街化調整区域等	水田転作に伴い平野部での畑作、ハウス栽培等を行う複合経営を進めた結果として、丘陵部の農地の遊休化が進行していることから、都市部からの新規就農者、地域の高齢者、雇用対策問題を抱える地域の建設業者による農地取得の可能性、市街化調整区域内の販売施設の立地の可能性などの規制の特例を導入し、地域の農業の振興を図る。
18	北海道	下川町	森林クラスター特区(森林保全と産業クラスター創造による地球温暖化対策特区)	下川町	森林のまちであり、森林保全と経済発展を実現する取組みを進めており、最近では森林組合を中心にFSC取得、町では起業化促進条例の推進を図っているが、国有林管理の市町村への委託の可能性、農家民宿開業に関する許可の届出制化などの規制の特例を導入し、整備対象森林の拡大や森林林業体験民宿開業の促進によりこの活動をさらに活性化させる。

19	北海道	栗山町	NPO農地トラスト 特区	栗山町全域	農業従事者の後継者不足等から、離農農家等の農地の受け手に限界感が見られることから、農地保全を目的としたNPO法人(北海道B&B協会)による農地取得を可能とするための規制の特例を導入し、農地保全、新規就農者の参入促進を図る。
20	北海道	雨竜町	NPO農地トラスト 特区	雨竜町全域	農業従事者の後継者不足等から、離農農家等の農地の受け手に限界感が見られることから、農地保全を目的としたNPO法人(北海道B&B協会)による農地取得を可能とするための規制の特例を導入し、農地保全、新規就農者の参入促進を図る。
21	北海道	平取町	農村新規就農推進 特区	平取町	北海道で第1位のトマト生産量を誇る平取町において、UJIターンによる都市住民等を新規就農者として受け入れ、トマト生産団地を造成する事業を推進するため、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能化や新規就農者を公募不要で公営住宅に入居させる措置など就農当初の生活環境の安定化に関する規制の特例を導入し、諸課題の解決を図る。
22	北海道	ニセコ町	ニセコ町農業土地 利用特区	ニセコ町	ニセコ町の基幹産業である農業と観光を有機的に結び付けて発展させていくため、非農家による農地取得の可能化など、グリーンツーリズムのための農地転用に関する規制の特例を導入する。
23	北海道	新篠津村	なし	新篠津村	農業生産に株式会社が参入できるようにする規制の特例を導入する。
24	青森県	青森県	津軽・生命科学活用 食料特区	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、蟹田町、今別町、蓬田村、平館村、三厩村、鯉ヶ沢町、木造町、深浦町、森田町、岩崎村、柏村、稲垣村、車力村、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鱈町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村、板柳町、金木町、中里町、鶴田町、市浦村、小泊村	津軽地域は農業振興のための自然、土地、技術、人的資源が確保されているが、これらの資源を活かせる体制の整備が必要であり、農協等が農地取得し農業経営を行うことの容認、酒類の製造免許に係る最低製造見込数量の撤廃・軽減等の規制の特例により、消費者が望む安全な食料供給を拡大し、農村交流人口の増加、農業振興を基礎とする当該地域の経済活性化を図る。
25	岩手県	岩手県	日本のふるさと再 生特区	目的に応じて設定。	農家民宿の旅館業法等の適用除外、自家用車の有償運送禁止の適用除外、農地転用許可要件の緩和等の規制の特例により、農林漁業体験等と併せた宿泊・送迎等のサービス提供、家庭菜園付き住宅の分譲、市町村による農地取得・企業への賃貸等の取組みを展開し、地域資源を活かした交流人口の増大を通じた観光と農林水産業の一体的な発展等を図る。
26	岩手県	遠野市	日本のふるさと再 生特区	遠野市	豊かな自然環境と独特な歴史・文化といった地域資源を有する遠野の地域特性を活かして、遊休農地の増加等の課題に対応して、生産法人以外の法人への農地の賃貸、農地取得後の経営面積要件などの規制の特例を導入し、グリーン・ツーリズムの推進を図る。

27	宮城県	宮城県	フロンティア農業特区	中山間地域及び沿岸地域の市町村単位	当地域は、高齢化等により多数の遊休農地を抱えている一方、若年層は域外へ流出しており、就労の場の創出が期待されていることから、特区として、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能化などの規制の特例を導入し、生産から加工・流通・販売までの一連の経営や地域資源を活かした多様な経営の展開により、地域経済の活性化を図る。
28	宮城県	大郷町	アグリビジネス特区	大郷町	大郷町では、新たな農業形態の構築のため様々な取り組みを進めてきており、㈱おおさと地域振興公社による農地取得・保全、農産物の生産から加工・販売までの一体的な実施を可能とするための規制の特例を導入し、グリーンツーリズムの展開を図る。
29	秋田県	秋田県	グリーン・ツーリズム推進構造改革特区	秋田県	耕作放棄地の増大や高齢化の進行等で活力低下が著しい農山村地域において、地域資源を活用した交流を促進するため、農家民宿に係る旅館業法の面積基準の撤廃、農地の権利移動後の合計面積要件の緩和等の規制の特例により、開業手続きの負担軽減による開業促進、都市住民のニーズを満たす受入れ体制の整備等により、交流を活発化し、地域活力の維持増進を図る。
30	福島県	福島県	新規就農者定住促進特区	福島県	福島県の農村においては、農外者の新規就農が増加しており地域の活性化に結びついているが、農地取得に関する規制が障壁となっているため、農地取得の下限面積要件を緩和・撤廃する規制の特例を導入することにより、新規就農者の支援を進める。
31	福島県	喜多方市	農業特区	喜多方市熊倉雄国地区	国営事業により開発された400haの畑地を有する地域において、担い手の減少等とともに約3割の遊休農地を抱えている現状に対応するため、農業生産法人以外の法人による農地取得を可能とする規制の特例を導入し、新規雇用の創出、国営事業の償還金の負担軽減による新たな農業投資の促進等、地域の農業振興を図る。
32	福島県	喜多方市	グリーン・ツーリズム特区	喜多方市	稲作を主体とし、野菜、工芸作物、畜産の複合経営を行う農業を基幹としてきた喜多方市において、担い手の減少、遊休農地の増加等の課題に対応し、グリーンツーリズムを推進するため、農家の民宿経営に関する旅館業法、食品衛生法、消防法、建築基準法などの諸規制の適用を緩和する特例を導入し、宿泊型のグリーンツーリズムを通じた農業活性化を図る。
33	福島県	三春町	新しい時代の集落営農の再編成特区	都市化傾向にあり農地の流動化の進んでいる特定の集落を指定	都市化傾向にあり農地の流動化が進んでいる地域において、農地取得の際の下限面積要件の緩和、農業用施設に農地転用する際の許可不要面積の引き上げなど、農地の流動化、新規就農者の参入、都市部からの定住促進に関係する規制の特例を導入し、多様な力を結集して集落営農の再編成を行う。
34	福島県	河東町	楽農健康IT信託特区	河東町	地方中核都市の郊外に立地する農村都市として、都市交流を絡めて、農業や教育などの分野での規制の特例を導入し、都市的土地利用と農業振興利用の融合した、健康と農業を地域ビジネスや地域ボランティアで振興する集落型コミュニティ都市を目指す。
35	栃木県	栃木県	都市と農村の共生特区(農業・農村特区)	H15年度以降に土地改良事業において、平成15年度以降新規採択予定地区1地区	首都圏にあって豊かな土地と自然に恵まれた地域の特性を活かし、土地改良事業に係る創設非農用地換地の民間事業者による取得可能化、農地取得に際しての下限面積や従事日数の緩和などの規制の特例を導入し、民間企業の住宅開発を可能にする「農村特区」、非農家の農業参入を容易にする「農業特区」を設け、都市と農村の共生を促進する。

36	栃木県	西方町	西方町中心地区まちづくり特区	西方町大字本城、金崎地域	町民が集い、交流の場となる中心地区に欠け、消費活動や文化活動への対応が不十分な状況を踏まえ、農業振興地域内農用地区域における農地転用、施設整備を計画的に行う場合の農地法の適用除外などの規制の特例を導入し、個性的で魅力ある中心地区の形成と関連地域産業の振興、コミュニティビジネス機会の創造等により、地域活性化を推進する。
37	群馬県	群馬県	農と大地が結ぶ新世紀むらづくり特区	利根・沼田地域	「農地は保全すべきもの」との理念と農業に適した地域の特性を踏まえ、契約手法により農地保全措置を講じつつ農業生産法人以外の法人による農地取得を可能とすること、市町村自らが農地を取得することの規制の特例を導入するとともに、新たな地域産業の立地を進めるため村が認める用途に限って農地の転用制限を緩和する特例を導入する。
38	埼玉県	埼玉県	「食と健康」研究開発・流通特区	圏央道鶴ヶ島インターチェンジ周辺約500ha(川越市、鶴ヶ島市、日高市地域内)	企業の農地取得等の規制緩和、市街化調整区域における施設立地可能な「沿道サービス区域」の範囲の拡大等の規制の特例により、産学官が連携した「食と健康」に関する研究開発機能と、食品関連企業による農地を活用した研究開発を可能とすることによる企業集積を図ると共に、圏央道インターチェンジ周辺という立地を活かした食に関する流通機能の集積を図る。
39	埼玉県	埼玉県	市民と支える農空間特区	農空間、農村文化の維持等に意欲が高く、荒廃農地、耕作放棄地が増加している地域	農空間や農村文化の維持・創造に対して市民の要望や参加意欲が高く、農業従事者の高齢化などによる荒廃農地、耕作放棄地が進んでいる地域において、NPO法人の農地の使用収益権の取得の容認、農地取得後の合計面積の緩和等の規制の特例により、農村文化の維持・創造や農業生産活動の活性化を図る。
40	埼玉県	埼玉県	食と農のオアシス創造特区	農業を核とした地域活性化のための開発が見込まれる地域	地域の農業者と食品関連企業が提携し、農振法、農地法など土地利用に関する規制の特例により、交通の利便性にも配慮しながら「食と農」のテーマ性を持った団地(加工・展示・直売施設、レストラン、食のアミューズメント施設等)を創造し、特色ある地域農産物の供給拠点と共に、県民の憩いの空間を形成する。
41	埼玉県	埼玉県	食の関連企業参入特区	農業への企業参入について地域合意がある、インフラ整備が進んでいる等、特区の導入が可能な地域	地域農業を支える担い手の高齢化や耕作放棄地が増大する中で、民間企業等を農業に参入させることも今後の農業の活性化の一手法となると考えられるので、民間企業の農地取得の容認、無料職業紹介事業ができる者に県立大学校を追加等の規制の特例により、食に関連する民間企業が農業に参入できる地域を特区として設定し、企業の参入によって地域農業の活性化を図る。
42	埼玉県	深谷市	新農業田園都市先端21世紀構想特区	深谷市全域	農地を法人・個人を問わず、自由に取得・耕作できるようにするための規制の特例を導入し、農業の振興を図るとともに、菜園付き住宅の建設により集落の活性化を図る。
43	埼玉県	羽生市	10a(テンアール)シティ構想	羽生市新郷及び三田ヶ谷、村君地区	都市部の退職者を中心に農地・菜園付き住宅の要望が強いことから、農地取得の下限面積要件の緩和を行い、農地及び住宅の取得を可能とする。
44	千葉県	佐原市	佐原特区	佐原市	当市の水田は大部分が湿田であるため水稲以外の作付けに適しておらず、他の作物への転換を拒んでおり、営農意欲の低下を招いていることから、適地適作の考えに立ち、特区として生産調整制度の規制を免除し、米の生産に特化できるようにする。

45	千葉県	柏市	都市型農業活性化促進特区	柏市田中遊水地～あけぼの山農業公園周辺～手賀沼周辺	利根川の田中遊水地に位置する利根川地区において、つくばエクスプレスの新駅に隣接し、大規模な農地資源を有するという条件を活かした集約型農業を進めるため、農業生産法人の設立要件（農地地権者以外の構成員の上限）の緩和など、農業に関する規制の特例を導入し、これをリーディングプロジェクトとした新たな都市型農業への展開を積極的に進める。
46	東京都	町田市	都市型農業推進特区	町田市北部丘陵地域(市街化調整区域)	当地域は周辺が都市化の中で、まとまりある農地や里山等の自然が残る貴重なエリアであり、土地の交換分合に際しての都市基盤整備公団の農地の一時取得の容認、市街化調整区域における開発許可の基準の緩和など、農業や土地利用の規制に関する特例を行うことにより、自然環境の維持保全と共に、多様な形態による都市型農業の振興を図る。
47	神奈川県	川崎市	緑地・農地保全活用特区	川崎市	東京に隣接し、地価が高く、相続時などに際して緑地・農地が減少している川崎市において、農業者・NPO法人等が市民農園の開設主体となれるよう特定農地貸付法の適用対象を拡大するなどの規制の特例により、都市内の緑地・農地の保全、都市農業の経済的基盤の強化等を図る。
48	神奈川県	横浜市	環境特区	横浜市の一部(北の森、南の森)	市内の樹林地や農地をはじめとした貴重な自然環境が残されている地域について、特区として特定農地貸付法の緩和（開設主体等）、NPOを農業生産法人として認知などの規制の特例を導入し、農地を保全すると共に、市民の農体験ニーズを幅広く満たし、NPO等が環境学習や福祉活動などが出来る機会をつくる。
49	神奈川県	相模原市	新都市農業ベンチャー育成型新産業創出特区	相模原市	営農支援やインキュベーションを行う機関の積極的な活動や都市型農業の新たな展開が進んでいる地域の特性を活かし、未利用農地の有効活用を図るため、個人や法人が農地法の許可を得て新たに農地の所有、使用貸賃等を行う場合の下限面積要件の緩和などの規制の特例を導入し、新産業の創出と新たな雇用の場の提供、都市型農業の振興等を図る。
50	神奈川県	小田原市	柑橘農業・柑橘園地対策特区	小田原市市街化調整区域における柑橘園地	小田原市を代表する柑橘農業が担い手の高齢化等を背景に厳しい状況にある中、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能化、市街化調整区域における観光・交流施設設置の際の開発許可の可能性などの規制の特例を導入することにより、柑橘農地の円滑な土地利用変換を進める
51	新潟県	新潟県	中山間地域産業連携特区	新潟県東頸城郡	過疎化・高齢化により農業生産が停滞し、林業・建設業等の地域産業の活力が喪失する中で、地域に根ざした株式会社による農業経営、市町村による農地取得、農園付き宅地の提供などの規制の特例を導入し、地域産業の農業への参入、適切な農地保全、グリーンツーリズムの推進を図る。
52	新潟県	新発田市	食と農の資源循環型社会づくり特区	新発田市	食料供給都市を標榜する新発田市において、給食事業への民間企業参入や教育機関に関する施設及び設備等の財産所有や使用目的の制限などの規制の特例を導入し、民間活力を活用しつつ、学校給食への地元農産物の取り入れのための共同調理場建設、食農系高等教育機関の設立等を進める。
53	新潟県	黒川村	農村総合振興特区	黒川村(代表)、新発田市、紫雲寺町、聖籠町、中城町、加治川村、荒川町	グリーンツーリズムを中心とした農村振興道路整備が可能となるよう、費用対効果算定において採択の特例を導入し、農村振興道路の整備によって総合的農村振興と活性化を図る。

54	新潟県	黒川村	農企業創生特区	塩沢地区	既に事業を展開している農業生産法人を活用して、農業生産法人の要件の緩和の特例を導入し、営農、農産物販売、農業と観光を連携させた、グリーンツーリズム事業の強力な展開を図る。
55	富山県	富山県	集落営農高度集積・田園空間創造特区	富山県X 町を含むY 広域圏	富山県では全国に先駆け集落営農組織の育成を図ってきており、このような組織が核となって地域農業の構造改革をモデル的に推進するため、認定農業者制度の任意組織への適用などの規制の特例を導入するとともに、屋敷林に囲まれた農家が点在する美しい散居景観を活かしたグリーンツーリズムを推進するため、農地取得に際しての下限面積要件の引き下げなど農地転用に関する規制の特例を導入する。
56	山梨県	小淵沢町	アグリルネッサンス特区	小淵沢町	ハケ岳山麓に位置し、首都圏からの移住や週末滞在型の施設立地が進む小淵沢の地域の特性を活かしつつ、地域農業の衰退といった課題に対応するため、農業生産法人の要件緩和、優良田園住宅に関する要件緩和、バイオマス事業に関連した廃棄物処理等に関する規制の特例などを導入し、農業振興、地域への定住促進、バイオマス産業の育成等、地域の振興を図る。
57	長野県	佐久市	先端的農業特区	佐久市	長い日照時間、高燥冷涼な自然条件や高速道路網の結束都市という立地条件を活かし、農業分野への企業の参入に関する規制の特例を導入し、生産、加工、流通、販売、交流に係る企業ノウハウの導入による新たな農業ビジネスモデルを確立することで、農業生産の拡大や新たな雇用の創設を図る。
58	長野県	白馬村	農地解放特区	白馬村	当村では、非農家が経営しているペンションや別荘等が多くあるが、近年の自然食ブームから食材の自家栽培の希望が強く、これらの非農家が小規模な農地を取得できるように農地法の規制の特例を導入し、魅力ある観光地づくりを推進する。
59	岐阜県	岐阜県	農業6次産業化促進特区	未定	土地利用規制の緩和、農地の権利移転制限の緩和等の規制の特例を導入し、花き生産施設と加工・販売施設等との一体的な整備、農外企業の農業参入等により、花き産業を1次から3次までの(生産から加工、販売までの)産業を一貫して行う6次産業化し、さらに観光交流と結びつけた地域活性化を図る。
60	岐阜県	岐阜県	農園付き住宅建設促進特区	谷汲村、坂内村、根尾村、洞戸村、上之保村、板取村、明室村、白川町、東白川村、加子母村、川上村、金山村、萩原町、丹生川村、清見村、荘川村	岐阜県では、自然に恵まれた農山村地域において公有地において、地域産材を活用した「みどりの健康住宅」の建設を促進してきており、農地の権利移動後の合計面積要件の規制の特例により、農地付き住宅が提供できる環境整備を進め、地域の新たな魅力を創造する。
61	愛知県	愛知県	都市農村共生特区 (JA 営農特区)	知多地区(半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	都市部に隣接した農業地域である知多半島において、農協による農地の所有と生産・販売活動を規制の特例として行うことにより、農業と他産業との連携や雇用による農業労働力の確保等を容易にしながら農業生産力の向上を図る。
62	愛知県	愛知県	農業土地利用明確化特区	長久手町及びその周辺	国際博覧会会場近接部において、開発地域と農業地域を明確に区分した土地利用計画を策定し、この計画に沿った事業については都市計画法・農地法などの各種法手続きを簡素化する規制の特例を導入することにより、住民負担の軽減を図ると共に、長期的な営農が図られ、自然環境・農村景観に配慮した田園地域の保全が可能となる。

63	京都府	京都府	関西文化学術研究都市を核とする農空間交流特区	関西文化学術研究都市(京都府域)周辺農業地域	関西文化学術研究都市の建設においては、開発区域と既存農村集落との交流を促進すると共に、土地利用の秩序化を図るため、市民農園の開設者の拡大など、農業に関する規制の特例を行うことにより、都市と農村との交流型農業を展開し、豊かな田園里山景観を活かしながら自然と共生する都市の実現を目指す。
64	京都府	綾部市	綾部市農村定住促進特区	綾部市	当地域は、遊休農地・荒廃農地の増加が顕著であるが、都市住民の中には農村に生活の場を求めるニーズも増加していることから、民間企業による農地取得の可能化など、農業や土地利用などに関する規制の特例を行うことにより、都市と農村の交流を促進し、農村の資源を活用した新産業創出を図る。
65	京都府	亀岡市	緑と共生のまち推進特区	亀岡市	古くから京都と一体となった経済・文化交流を重ねてきたが、農地転用、開発行為等に関する規制の特例を導入し、市民農園など貸し借りの円滑化による農地の有効利用や観光都市京都にはない自然等資源を活用してファーマーズマーケット等の観光サービス施設の設置を促進する。
66	京都府	井手町	清浄野菜向上特区	井手町	井手町の自然を活かして、新鮮で安心な清浄野菜を給食に提供するため、河川の敷地及び流水の管理を町に委譲し、円滑な利用が行えるようにする規制の特例を導入し、大量に清浄野菜を供給する施設の設置を促進する。
67	大阪府	枚方市	農地保全活用特区	枚方市全域	遊休農地の荒廃を防止するため、市民やNPO法人による農地取得を可能とするための規制の特例を導入し、新たな都市型農業の振興を図る。
68	兵庫県	兵庫県豊岡市城崎町日高町温泉町	但馬ツーリズム特区	豊岡市城崎町日高町温泉町	但馬地域は豊かなツーリズム資源に恵まれており、近年のライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴う体験・交流型のツーリズムの推進のため、農業生産法人等による市民農園開設の可能化、農家民宿の開業に際しての旅館業における施設基準の適用除外など、農業に関する規制の特例を導入し、農家をはじめとする民宿の拡大やアグリライフの推進を図る。
69	兵庫県	兵庫県淡路町北淡町東浦町	自然産業創造特区	淡路町、北淡町、東浦町の各町の一部	淡路島北部は、花きを中心に農業が盛んであり、また明石海峡大橋により交通の利便性が大きく向上したことから、都市部との活発な交流が期待されており、景観園芸企業等による農業参入の可能化、民間企業等による市民農園の開設の可能化などの規制の特例を導入し、農地の有効活用と新たな農業経営の坦懐を図る。
70	兵庫県	市島町	環境保全型農業等推進特区	市島町	当町では、町全体で環境保全型農業を推進し、農業活性化を目的としたNPO法人が新規就農者の受入支援を行ってきたが、今後、NPO法人による農地取得の可能化などの規制の特例により、NPO法人がモデル農場等を所有して、新規就農希望者の実習・研修を行うことにより、農業の担い手の円滑な確保を図る。
71	奈良県	曾爾村	農業・観光・交流特区	曾爾村	当村は自然景観に恵まれており、こうした特性を活かした農業・観光・都市交流事業を連携させた事業を推進しているが、都市交流施設のための農地転用、開発行為等に関する規制の特例を導入することにより、円滑な事業の遂行が可能となる。

72	和歌山県	和歌山県	緑の経済特区	定住促進、交流促進、起業促進の各タイプに応じて設定。未特定。	当県の自然や歴史文化などの地域特性を活かして、農地取得における下限面積要件の緩和、市民農園の貸付主体への民間企業等の参入など、農業に関する規制の特例により、都会の住民に対し、多様なアグリビジネスや多自然居住、グリーンツーリズムの機会を提供し、都市から地方への人口の逆流動と、都市と地方の交流活性化を図る。
73	島根県	島根県	農企業等参入促進特区	農地保有合理化法人の所有の農地が5ha以上存する市町村(7市町村)	農業への企業参入を促進し、企業的経営体を育成すると共に、Uターン等の新規参入者を積極的に受け入れるため、農地保有合理化法人が所有する農地について、農業生産法人の要件の緩和、農業生産法人が自ら利用する施設についての転用許可の不要化など、農業に関する規制の特例により、企業や新規参入者の農地取得を促進し、地域における新たな雇用創出や定住人口の増加による農村地域の活性化を図る。
74	島根県	益田市	益田みらい農業ファーム特区	種苗・育苗センター、島根県立新農業研究開発センター(仮称)の設置予定地域他周辺農地	環境負荷に配慮した循環型・持続可能な農業の発展を理念とした「益田未来都市づくり」推進に当たって、島根県新農業研究開発センター(仮称)等を予定しているが、企業による農地取得を可能化とする規制の特例を導入し、企業等が自ら試験目的の農地を取得し課題解決を図る。
75	島根県	東出雲町	中海干拓地揖屋地区産業振興特区	中海干拓地揖屋地区(東出雲町の一部)	地域特性を活かした中海干拓地揖屋地区の魅力づくりを進め、市民農園の農産物の販売可能化など農業関係の規制の特例により、都市住民との交流環境の整備を図ると共に集客施設を整備し、干拓農地の活性化と企業化、雇用創出による地域の産業活性化を図る。
76	島根県	東出雲町	有機資源循環型農業推進特区	中海干拓地揖屋地区(東出雲町の一部)	干拓地内において、農業振興地域において堆肥製造を行うリサイクル施設の設置を可能とする特例を導入し、有機農業にマッチする有機性肥料を地域から排出される有機性廃棄物を活用して生産し、再び食品として地域に還元する資源循環型農業のシステム構築を図る。
77	島根県	横田町	横田地区国営農地開発地特区	横田町国営農地開発地	当地域では、農業を取り巻く情勢の変化で、大規模土地利用型農業の推進が困難となっており、農地取得の下限面積要件の緩和などの農業に関する規制の特例により、市民農園や農地付き住宅など都市住民との交流促進や農業への企業参入等、農地の多目的利用を促進することにより、定住促進と地域の活性化を図る。
78	島根県	瑞穂町	優良米(特A米)生産特区	瑞穂町	当地域の優良米生産地においては、水稲以外の転作は土地の条件から困難であり、「適地適作」の観点から地域の振興を図ろうとすれば、特区として全国一律の生産調整の規制を免除する特例を導入し、優良米の生産に特化できるようにする。
79	島根県	雲南6町村合併任意協議会	雲南6町村ふるさと農業創出特区(仮称)	雲南6町村(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町)	中山間地域の産業振興に向けて、民間企業による農地取得の可能化、農家民宿に対する旅館業法等の施設基準の緩和など、規制の特例により、多様な形態での農業経営を導入し、アグリビジネスの企業化、グリーンツーリズムの導入、農業に関心のあるUターン者の定住促進等に取り組む環境を創出する。
80	岡山県	岡山県	都市と農村の共生・交流推進特区	農村活性化や遊休農地の活用促進を目指す市町村であって、都市住民との交流や遊休農地の活用を図る一定地域	都市住民が農村に滞在または定住し、農村村地域の恵まれた自然環境とのふれあいや遊休農地を活用した農作業などを行えるよう、農地取得に際しての下限面積等の要件の緩和など農業に関する規制の特例により、都市と農村の共生、交流の促進を図る。

81	岡山県	岡山市	農業実習研修特区	岡山市	外国人農業研修生の研修期間の延長等の規制の緩和を導入し、また、研修意欲の高揚のための適正な研修手当の支援を図りながら、生産から品質管理、出荷等の幅広い長期実習研修を可能とし、帰国後、農業経営者や農業指導者として自活できる程度の研修を目指す。
82	広島県	世羅町、世羅西町	広島中部台地・農業改革特区	国営農地開発事業（広島中部台地地区）及び県営農地開発事業により創設された大規模生産団地による農業地域	国営農地開発事業により造成された大規模農地を活用し、民間企業の農地取得の容認や農地取得の下限面積の緩和など、農業に関する規制の特例により、民間企業の農業参入や都市住民のための住宅付き農園への活用などを促進し、農業・農村の活性化を図る。
83	高知県	高知県	滞在型都市農村交流特区	なし	高知県内の中山間地域では都市農村交流の活発な取り組みが見られるが、日帰り型の単発のイベントに止まっているため、農家民宿経営に関する旅館業法上の面積要件の緩和など、諸規制の特例を導入し、宿泊・滞在型の交流を促進する。
84	高知県	高知県	農村定住農地活用特区	なし	高知県内の中山間地域では棚田等の農地の荒廃が見られる一方、都市部からの移住のニーズがあることから、農地取得における下限面積要件の緩和などの規制の特例を導入し、遊休農地を活用した定住策を行うための条件整備を進める。
85	愛媛県	愛媛県	ルーラル・リゾート特区	しまなみ街道周辺16市町村	しまなみ海道地域が持つ癒し、ゆとり、体験フィールドといったポテンシャルを活用したルーラルリゾートの形成に向け、農家民宿の開業、農地の権利移動後の合計面積要件等に関する規制の緩和を導入し、都市と農山漁村の交流と都市から農産漁村への定住を推進する。
86	愛媛県	愛媛県	農山村・都市交流促進特区	中山間地域内で、地域住民との話し合いのもと、遊休農地等を活用して、都市住民との交流や、定住の促進を図ろうとする市町村または市町村が定めた区域	農村に活気を呼び戻すためには「人」の確保が重要であり、都市住民等との交流促進が必要であるが、農山村の暮らしや文化を求める都市住民も増加しつつあり、農地の権利移動後の合計面積要件の緩和、市民農園の開設主体の追加等の規制の特例により、遊休農地を活用した定住区画を設置したり、農作業体験を通じて交流の場を提供し、農地の保全、地域経済の活性化を図る。
87	福岡県	田川市	農業創生特区	白鳥工業団地等の遊休地	産炭地域の振興のための工業団地用地に残る多くの遊休地を活用し、補助制度の拡充を行うことにより、養液栽培による野菜生産工場等を誘致し、農業を中核とした新産業の創出、地域の活性化を図る。
88	熊本県	熊本県	農村生活体感交流特区	阿蘇・球磨地域	高齢化、担い手不足等から耕作放棄地が増加している中山間地域等において、農業者以外の者の農地の取得等、余暇的な土地利用地域の設定、農家民宿の開業に関する旅館業等に関する規制の緩和、公設交流施設の民間への運営委託の可能性など、規制の特例を行うことにより、グリーンツーリズムの振興、都市住民の農村への受入れ、地産地消の取組み等を推進する。
89	熊本県	清和村	清和文楽の里づくり特区	清和村	良好な自然景観を有する地域の特性を活かしつつ、休耕作農地の有効利用を図るため、自治体による農地取得、山間地での小口電力の託送に関する規制の特例を導入し、都市住民の定住促進、過疎地域の活性化を促す。

90	大分県	大分県	田舎暮らし応援特区	国東半島地域	過疎化が進む中山間地域の農村において、農業生産法人以外の法人による農地取得の可能化、農地取得の下限面積の緩和など、農業に関する規制の特例を導入し、定年退職後自然との触れあいを求める都市住民等農村生活を志向する人々が、農地等取得して農村に移り住み農業に取り組むことを推進し、定住人口、交流人口の増加、新住民、在来者の知識、技術の交流による地域活性化を目指す、
91	宮崎県	宮崎市	悠々農村生活創生特区	宮崎市内の特定指定区域	農業が主要な産業の一つである宮崎市において、農業従事者の減少等に対応するため、農外者による農地取得の容易化など農業に関する規制の特例を導入し、新たな農業の担い手の確保、地域への定住促進、グリーンツーリズムの推進等を図る。
92	鹿児島県	鹿児島県	奄美・離島定住促進特区	奄美・離島市町村	美しい自然景観、個性的な文化・風俗を有する奄美・離島において、無料職業紹介事業の実施者に市町村等を追加、農家がレストラン等を行うための農地転用許可の緩和等の規制の特例により、UJI ターン者・地域の若者の定住や地域間交流を促進させ、地域の活性化を図る。
93	鹿児島県	鹿児島県	農村地域活性化創生特区	市町村が定めた地域	畜産や園芸を中心とする農業が基幹産業のひとつである鹿児島県において、農林漁家による民宿経営の旅館業法の許可の撤廃、企業等農外者の農地取得の容認等の規制の特例を導入し、都市と農村の交流、地域への定住促進をはかり、農村地域の活性化を進める。
94	北海道	有限会社プロット	農業による地域再生特区	十勝支庁管内20市町村	北海道十勝の農業を、「こだわり」を持った地域による自立的な農業に転換していく観点から、NPO法人による農業参加、農地を担保とした地域通貨の発行を可能とするための規制の特例を行う。